

令和4年度第1回安芸市森林整備促進協議会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月13日(水)午後1時30分から3時
2. 開催場所 安芸市役所第1、2会議室
3. 議事日程 議題1 新規協議会委員の選任について
議題2 令和4年度の森林経営管理事業の取り組みについて
議題3 令和4年度森林環境譲与税を活用した新たな補助制度について
議題4 林業・木材産業の成長化について
議題5 その他

4. 会議の概要

(安芸市農林課長)

ただ今から、令和4年度第1回目の安芸市森林整備促進協議会を開催させていただきます。皆様には、大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、会議に先立ちまして、今年度、安芸林業事務所の振興課長が異動に伴いまして交代されましたので、ここでご紹介させていただきます。

安芸林業事務所振興課長様、一言、ご挨拶をいただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(安芸林業事務所課長のあいさつ)

(安芸市農林課長)

本日の会議は傍聴していただけるようにしております、議事録につきましても、後日、安芸市のホームページで公開する予定にしております。

それでは、開会に際し、会長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

(会長)

委員の皆様には、大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が未だに終息せず、県内でも感染者が増えつつあります。また、感染拡大を一因としたウッドショックについても、当面の間は続く予想もあり、木材産業においてもコロナ禍の影響が大きくなっています。

また、林業施策においては、先日の新聞報道でもありましたが、森林環境譲与税の使途について、有効活用がされていない自治体が数多く見受けられ、早期の活用を国、県から指導されています。令和6年度からは森林環境税として国民1人当たり年額1,000円が徴収されることから、使途については今後、注目度が高まり、国民の見る目も厳しくなることが予想されます。

当協議会においては、今後の森林環境譲与税の活用策はもとより、森林整備や木材産業の振興について活発な議論を交わし、本市の森林・林業施策への反映を行っていきたいと思いますので、委員の皆様方におかれましては、是非とも多くの意見をお出しいただくようお願いいたします。

それでは事務局より、報告をお願いします。

(事務局)

本協議会の議事進行につきましては、資料 6 ページの協議会の設置要綱第 5 条第 2 項の規定により会長が行いますことをご了解ください。

なお、本日は「議題 1」でご紹介いたします、新規委員候補の方にもお越しいただいています。

(議長)

これより議事に入ります。

それでは、議題 1 の「新規協議会委員の選任」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明させていただきます。

安芸市森林整備促進協議会委員の方の追加につきましては、議案書 6 ページに載せています「安芸市森林整備促進協議会設置要綱」の第 3 条によりまして、「市長が委嘱する」となっておりますが、令和 2 年度に当協議会を立ち上げた際にも、協議会委員の追加については、委員の皆様にもご紹介をさせていただいてから委嘱手続きを進めますとお伝えさせていただいていましたので、本日、最初の報告議案とさせていただきます。

本日、お越しいただいています新規委員候補の方につきましては、第一に、森林・林業・木材産業の振興について議論するために女性の視点が不可欠であるという点、これは、林業振興にとどまらず、持続可能な豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が、共にあらゆる分野で持てる個性と能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠であるという観点でもありますが、それと、第二に、建築会社を営まれていて、川下の事業者としてのご意見をお持ちであり、大学では森林に関する研究をされていて、林業・木材産業専門のコンサルティング会社でのご経験もあり、森林・林業・木材産業の振興に専門的な視点でのご意見がいただけるということから、委員をお願いしたいと考えている次第です。

(議長)

事務局の説明について何かご意見はございませんか。

<質問、意見等なし>

(議長)

新規協議会委員の選任について、報告議案として事務局より説明もありましたが、新たな委員をお迎えするという点でよろしいでしょうか。

<全員賛成>

(議長)

それでは、一言ごあいさつをお願いできますでしょうか。

(新規委候補者)

私は県外出身で4年前に結婚を機に安芸市に来まして、夫の家業を手伝っております。今は、林業に直接かかわっているわけではなく、川下の事業者として仕事しております。今までの林業関係のつながりとか、女性のネットワークを通じて色々な意見を聞かせていただきながら頑張れたらと思います。よろしくお願いします。

(委員全員)

よろしくお願いします。

(議長)

それでは、議題2の「令和4年度の森林経営管理事業の取り組み」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明させていただきます。

まず、1つ目ですが、安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定についてです。安芸市として2カ年をかけて本市が目指すべき森林の姿と、基幹産業であります林業・木材産業の基本的な指針となるビジョンを策定したいと考えています。このビジョンの中で、意向調査実施地区の優先順位や森林環境譲与税の活用方法等について明示していきたいと思っております。

具体的には、1年目はデータの分析を行います。特に、高知県から提供された航空レーザー解析データにより本市の森林の樹種や材積などの資源量に関する分析ができる環境が整いましたので、それらデータの分析作業を1年目は行います。

また、「林業ビジョン」ということで取り組んでいきたいと思っております。皆様の事業のなかでの課題など、林業・森林木材産業について、これからどういう方向性が必要

か、皆様のご意見をしっかりといただいきたいと思えます。

今後、事業体の皆様にはヒアリングをさせていただきたいと思っております。森林資源に関する情報や、ヒアリングさせていただいて得る情報を集約し、策定委員会を設置しまして今後のアクションプランや数値的な目標などを設定していきたいと考えています。

続きまして、森林経営管理事業になりますが、意向調査と境界明確化についてです。意向調査につきましては順次進めているところです。令和4年度におきましては、入河内の一部、大井の一部で着手したいと考えています。境界明確化につきましても同時にやっていきたいと考えています。

対象森林としてこの2つの地域を選んだ理由ですが、入河内集落周辺の森林につきましては、本市が取り組んでいます自伐型林業で施業すると想定した場合に、入河内周辺が適地だと考えたためです。事業体の皆様の施業に適さない森林について自伐型林業で森林整備を行うという多様なアプローチがあることが本市の森林・林業にとって必要ではないかと考えています。また、入河内集落周辺の森林に人工林が多いことも選定の理由であります。大井地区の一部に関しましては、人工林が比較的多いこと、林道が近いことなどから施業に条件がいいのではないかと考えたことが選定の理由です。

境界復元と資源量調査については令和3年度に実施しました意向調査が完了している地域につきまして実施する予定で、資源量調査は、集積計画を策定するのに必要となってくる現地に赴いて調査しないと分からない資源量等に関する調査のことになります。

自伐型林業の推進については、体験研修や施業のための森林の確保、集約にむけて調査を進めていきます。また、これと合わせて、自伐型林業をより深く知っていただくためのフォーラムを開催する予定です。また、実際に山に入らせていただく体験研修も今年度は予定しています。

補助制度につきましては、崩壊の危険があるブロック塀を木塀に変えた場合にその費用を補助する木塀設置支援事業費補助、日常生活に支障をきたす里山林の整備に使っていただく里山林整備事業費補助、林業事業者への就職や担い手の確保のための林業新規就業者確保支援事業費補助になります。

(議長)

本年度の取り組みの説明で、委員の皆様からご意見はございませんか。

(議長)

意向調査の部分で「大井の一部」とあるのは江川ですか。

(事務局)

大井の甲になります。林道江川別役線に隣接する場所になります。

(議長)

次の議題に進んでよろしいですか。

<全員賛成>

(議長)

それでは、議題3の「令和4年度森林環境譲与税を活用した新たな補助制度」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明させていただきます。

令和4年度森林環境譲与税を活用した新たな補助制度についてです。議案書には現在の森林環境整備基金の残高を記載しています。毎年、安芸市に6千万円～7千万円の譲与があります。令和3年度の決算見込みとしては基金残高が1億2千6百万円ほどになります。令和4年度は7千7百万円ほどが譲与される予定です。

安芸市造林補助事業の創設につきましてご説明いたします。

今まで、本市では造林の国・県補助に対して上乗せ補助をしていなかったのですが、これから本市も国・県補助に対して上乗せ補助をしていこうということで、この森林環境譲与税を活用して上乗せ補助をしていこうと、制度を創設することといたしました。主に皆伐跡地などへの再造林について、国・県の補助事業に上乗せ補助を実施させていただきます。内容的には大きく分けて次の2つがあります。

人工造林及び鳥獣被害防止施設等整備に要する費用と下草刈りに要する費用への補助です。国・県の補助事業で補助対象経費の9割～9割5分が補助されていますが、本市の補助として、トータルでかかった総事業費から国・県の補助額、それから事業にかかる消費税を差し引いた残額に対して補助をする仕組みとしております。補助率ではなく金額で補助をする制度です。

経費、補助額等につきましては別添資料1を参照していただければと思います。資料上段がヒノキの植栽、下段がスギの植栽で金額を記載しています。黄色で塗っている部分が本市が補助対象とする経費です。今までは、例えば、ヒノキ植栽の場合、山主負担金が約220万円くらいかかる制度であったものを、本市が上乗せ補助をすることによって170万円を補助してもらうことができ、山主負担金は約50万円となる。今までの4分の1程度の負担になるわけです。

続きまして、安芸市林業新規就業者確保支援事業の拡充につきましてご説明いたします。現在、新規就業者の家賃補助と資機材の購入費補助が補助の事業区分ですが、補助制度を活用する事業者の方から、もっと使いやすくないかのご相談がありまして、本日は議案書の①～③について議論をお願いしたいと思います。

まず、補助条件における年齢制限の見直しについてです。

現行の補助要綱では就業開始年度の4月1日現在において15歳以上50歳未満であることを補助の条件にしていますが、その上限を、「55歳未満」に引き上げてはどうかというものです。この改正の理由としましては、知識、技術、経験を有する即戦力となり得る人材を広く確保するためということとして、50歳前後であれば、現役で働けて、なおかつ経験を有していたり、資格を持っていたりと、そういう方が高知県でもおられるということで、そういう方々に本市に来ていただくために、従来の50歳という年齢制限が補助制度利用のハードルを上げているのではないかと考えまして、年齢の上限引き上げを提案させていただいたところでした。

2つ目の、補助項目追加につきましても、補助制度を活用する事業者の方からご相談がありまして、林業の新規就業者で、市外から本市へ移住して就業していただくのに、引っ越し費用が負担になっているということと、本市でアパート等を借りる場合の、契約に要する費用もかなりの負担になっているというものでした。

引っ越し費用につきましても、各業者の金額を調べましたところ、概ね20万円あれば市外、県外からの移住に関してカバーができるであろうということでした。上限20万円で引っ越し費用の実費負担分を補助しようというものです。ただし、対象は市外からの転入者に限らせていただきます。

次に、住居確保費補助についてです。不動産業者を通じて住居を確保した場合には、礼金、敷金、仲介手数料等の費用がかかるわけですが、これも不動産業者に聞き取りを行った結果、礼金、敷金、仲介手数料等で家賃の4か月分が必要になるということでした。本市の賃貸料の一番高いものが概ね6万円位ですので、最初にかかる費用は合計で約24～25万円となります。この契約にかかる費用に関しても補助をしてはどうかというもので、礼金、敷金、仲介手数料等にかかる費用の4分の3以内で上限20万円の補助を考えております。改正理由は人材確保及び本市への転入を促進するためというものであります。

最後に、3つ目といたしまして、補助対象者の拡充についてであります。

現行の補助制度においては、対象を林業新規就業者に限定していますが、その対象を製材、建築、木材産業関連業種等の川中、川下の事業者にも拡充してはどうかというものであります。

(議長)

議題3の説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見はございませんか。

(議長)

労働に関する法律により、15歳は危険な業務に従事させることができないとなっていたのではないかと思います。18歳からは可能になっていたと思います。

(事務局)

早急に確認いたします。

(委員)

年齢上限を引き上げるのは賛成です。ただ、60歳まで引き上げてはどうでしょうか。

(議長)

事業体によって定年制があり65歳ということがある。55歳は若いですね。

(委員)

造林についてですが、県も木材の増産にシフトしてきましたが、次は再生林に向けて支援していきたいと考えています。問題なのが、いくら補助があっても持ち出しがあったのでは、活用が進まないということがありまして、安芸市には、一歩踏み込んだ支援をしていただけるものと思っています。

(議長)

年齢制限の上限を60歳にしたらどうかという意見に対しての意見をお聞きしたいです。

(委員)

この時代、構わないのではないか。

(委員)

体力のある方は70歳まで仕事をしています。

(議長)

確かに仕事をしている方はおります。ただ、事業体によっては定年制があります。

(委員)

退職しても、再雇用で70歳まで仕事をしている人もいます。技術があるのに仕事ができないのでは、もったいない。今の時代、64歳でも若い人に負けていない人も多い。最低でも年齢制限を65歳未満にしたらどうか。

(議長)

60歳で新規就業する人はいるでしょうか。

(委員)

確かに少ないかもしれません。

(議長)

ここは検討をし直すということで、ご了承していただきたい。他にご意見がないようであれば…

(事務局)

補助対象者の拡充についてのご意見をいただきたいのですが。

(議長)

補助対象者の拡充についてですが、川上だけにするのか、川中・川下も入れるのか、ご意見をお聞かせください。

(事務局)

大事になってくるのが、木材産業関連業種とは、どの範囲までかということだと思います。

(議長)

木を使えば何でもよいのか。

(事務局)

製材所や建築業者は、もちろん木材を扱いますし、そこから広げて、家具屋や木工事業所など…

(委員)

それは、いれてあげるべきです。

(委員)

議案書に記載されている3つでどうでしょう。

(委員)

土木業は対象になりますでしょうか。

(事務局)

建設業を対象にすれば水道業者等も対象になってくると考えられます。どのような基準を設けるか。あまりにも対象範囲を広げると説明しにくくなるかもしれません。

(委員)

建築となれば木材に限って、限定しておいたほうがいいのではないのでしょうか。議案書に記載されている業種は少し範囲が広いように思います。

(委員)

執行部に一任する。

(委員)

安芸市の事業体で、あくまで新規就業者ですね。

(事務局)

対象は新規就業者です。

(委員)

家賃・資機材補助の実績はどうなっていますか。

(事務局)

現在の確定人数は家賃補助で4名、資材費補助で1名です。

(議長)

よろしいでしょうか。なければ次の議題に進みます。

森林環境譲与税の更なる活用について安芸森林管理署様より説明をお願いします。

(安芸森林管理署)

少しお時間をいただきまして、森林環境譲与税の更なる活用についてご説明をさせていただきます。森林環境税及び森林環境譲与税の概要についてです。資料1 ページ目をご覧ください。

令和6年度より年額1,000円の森林環境税が個人住民税と併せて賦課徴収されます。森林環境譲与税は令和元年度から譲与されているもので、用途は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の、森林整備及びその促進に関する費用となります。譲与基準は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口となっています。

資料2 ページ目では、森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準について記載しています。譲与基準は私有林人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口が30%の割合で按分するようになっていきます。資料3 ページ目では市町村における令和元年度、2年度 of 取組状況、執行額を記載しています。令和元年度、令和2年度を合わせた譲与額は約500億円で基金積立金額は約272億円、割合は54%です。

資料4 ページ目には森林環境譲与税の取組状況に関する報道を載せています。また、5 ページ目には地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチームの森林環境譲与税の活用促進等に向けた提言を載せています。山側の市町村から、必要な森林整備を実施するためには、予定されている以上の財源が必要であるとの声が多いことを踏まえ、譲与税の創設経緯や目的にかんがみ、譲与税が森林整備に一層活用されるよう、森林が多い山間地の市町村に譲与税の配分を抜本的に強化するなど、譲与基準の在り方について検討すること、譲与税の使途について、特に、地拵え、再造林の実施、林道の整備、維持修繕、林業事業者の従業員の新規就労支援、市役所や役場の新たな林政担当職員の雇用など、できる限り具体的に整理したポジティブリストを作成して市町村に分かりやすく示すとともに、相談窓口を設置するなどの対応を徹底することなどの提言がなされています。

また、森林環境譲与税を活用して実施可能な取組の例について資料6 ページ目に記載しています。7 ページ目には、市町村の皆様をお願いしたいこととしまして、4 つほど項目を載せています。「森林環境譲与税」の活用状況について、令和元年度・2 年度の市町村の執行が約5割、228 億円となっていることについて、各方面から注目が集まっています。基金に積み立てている理由を聞き取ったところ、例えば「今後、森林整備に活用する予定だが、今は準備段階であるため積み立てている」、「譲与額が少ない市町村においては、複数年分をまとめて執行するために積み立てる必要がある」などの回答がありました。一方で、森林環境税は国民に新たに負担を求める税であり、特に、課税が開始される令和6年度に向けて、その成果を国民にしっかりと示せるようにしていくことが重要となります。

森林環境譲与税は、森林・林業に関係する皆様の長年の声の実現した、森林整備等のための安定的な財源でありますので、令和6年度からの徴収開始に向け、本税の意義が広く国民に示せるよう、ぜひ、積極的且つ効果的な活用を進めていただきますようお願いいたします。また、取組の成果や効果について、一般の皆様へ積極的にPRしていただきますようお願いいたします。令和4年度の執行額が当年度の譲与額を超えること、安芸市でいいますと、基金残高を減らしていけるような予算措置をお願いしたい、令和4年度の譲与額を超えるような金額を9月までをお願いしたいと思います。私からは以上です。

(議長)

それでは、議題4の、林業・木材産業の成長化について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案書4 ページ目の議題4についてご説明いたします。林業、木材産業の成長化についてということですが、先日、川中・川下の事業者の方々と協議をする場をもちまして、森林環境譲与税の活用について議論をしたところですが、その中で、特に意見が出たものをここにあげさせてもらいました。森林整備、林業、木材産業の活性化について重要なテーマとな

りますので、協議会で更に議論をしていただきたい、特に川上の皆様のご意見をいただきたいと思ひます。

1つ目は、安芸市産材に限定した木材の利用を促進する際の課題についてであります。森林環境譲与税が本市に譲与されていますので、本市の山から切り出された木が、本市で活用されるサイクルができることが森林環境譲与税の活用方法として一番望ましいということになりますが、一方では現実的には難しいだろうという意見もあります。そういった場合、どういった課題があるのか、改めて議論や意見をいただきたいと思ひます。

例えば、素材生産量について、一定量の切り出し、つまり木材生産が可能かどうか、また、製材するまでの納期が十分かどうか。急に注文されても、それだけの量を安芸市産材で賄うのは現実的に難しいなど、そういった話もあるかと思ひます。

2つ目は、森林環境譲与税を活用した川中・川下の事業者への支援についてです。例えば、木造建築物であれば、新築、増築、改築への補助や、倉庫などの住宅でないものでも木造建築であれば森林環境譲与税が使えるのではないかという意見があります。また、その他にも、JAS材認定に要する経費への補助や、原木等の輸送に要する経費への補助、高性能林業機械、製造機械等の更新、修理費等への補助などもニーズがあるかと思ひます。

議案のご説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

(議長)

オブザーバーの高知県木材協会様より資料をいただいておりますが、ここでご説明をお願ひできますでしょうか。

(高知県木材協会)

建築用木材供給強化促進事業ですが、木材需要動向に対応するために、川上、川中、川下の事業者による需要情報等を共有する連絡協議会を中央、全国8地区で開催します。まずは、各市町村内産木材が自給できるのを基本とし、できない場合は、少なくとも東部地域(9市町村)で自給できるように、できないか、そのための課題は何かを掘りこし、対応するための方法を整理し、みんなで共有できるガイドラインを一つの成果として、皆様の取組やご協力ののもとに、木材協会が支援していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(議長)

説明をありがとうございました。先程の説明も踏まえて何かご質問はございませんか。

(委員)

安芸市産材をタイムリーに使うのは難しい状況だと思ひます。安芸市役所、安芸中学校の建設でも安芸市産材を使うのに見積り、発注となってから納期までの時間がものすごく短いです。

その納期では発注から山の仕事にかかって製材などの加工工程を経て納めるのはたいへん難しいです。実際、梅雨の時期などは木の調達が難しく、国有林で仕事が埋まっている事業体もある。公共事業だけでなく、長く続けるには一般住宅にも間口を広げていただかないと安芸市産材のサイクルは難しいと思います。

安芸市産材という狭い地域での限定ではなく、安芸地域産という形にまとめていただいと動いていただけると私らも材の調達が簡単にできる。安芸市から出ていなくても、例えば、安芸林業事務所管内エリアで切り出された木材を安芸市の製材所で加工して納めれば安芸市産材、という扱いをしていただけたら森林環境譲与税もしっかり使えて、私らも仕事が楽になって仕事も取りやすくなります。

森林環境譲与税を川中・川下で有効利用していかなければいけないので、積極的に使えるように間口を広げていってほしいです。

(議長)

貴重なご意見をありがとうございました。建築の方では、どうですか。

(委員)

建築業者に関して就労支援、市外から安芸市内への新規就業者に対して準備していたく分には非常にありがたいです。新規就業者支援の拡充には賛成です。森林環境譲与税をうまく多く活用できるのではないかと思います。

先ほど言われたように、間口を広げていただいて、今、県産材の補助もありますが、それにプラスになるようなものであればいいと思います。

(議長)

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

(委員)

森林環境譲与税の本来の目的である森林整備に向けて意向調査を実施されていると思いますが、実際、森林組合等への森林整備を委託出来る用途はたっているのでしょうか。森林管理署としても、森林環境譲与税を活用した森林整備を実施していただくよう、令和元年度から各市町村にお願いしておりますが、安芸市として、令和6年度の森林環境税の課税開始までに実施できる目処はたっているのでしょうか。

(事務局)

現在、森林経営管理制度に基づく意向調査を市内で順次進めています。最初に意向調査に着手した地域については資源量調査のステップまで終えています。ただ、実際に森林整備を行うための経営管理権集積計画作成までは進めていません。意向調査の結果、「森林整備等

を任せたい」という意向を示していただいたエリアもありますので、そういったところについて森林整備を進めるよう森林環境譲与税を活用していきたいと考えています。

また、議案書 2 ページ目でご説明しました、安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョンの中で、意向調査などの実施地域の優先度を明記し、市民の皆様を示すなど、森林経営管理制度に基づく各取り組みを進めてまいりたいと考えています。

(委員)

森林環境譲与税のことになりますが、平成 30 年の災害で河川に倒木がまだ残っていて、撤去等がまだできておらず、改善されていない場所があります。そのような場所は今後大きな災害などがあれば危ないので早急に対応を考えていただきたいと思います。森林環境譲与税を活用して対応してもらえたらという意見です。

(議長)

災害復旧の関係ですね。

(委員)

災害対策ということです。そのような倒木の処理への補助にも森林環境譲与税の活用を拡大していけるのではないかと思います。

(安芸市農林課長)

課題であると考えております。

(議長)

お話のあった場所は、山は、民有林ですか？

(委員)

民有林もあるし国有林もあるような場所です。

(安芸市農林課長)

災害なのかといったことによっても対応が分かれる場合があります。

(議長)

それも検討事項ですね。

(安芸市農林課長)

今後 2 年でやっていく安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョンの中でそういったこと

も明らかにしていきたいと考えています。

(議長)

いろいろとご意見が出ましたが、他にご意見はございませんか。

(委員)

質問ということですが、江川線も木が倒れかかってくるきていて、車の往来が非常に難しい箇所があります。大型車などは特に行き来が大変です。岩の上に木が倒れかかってくるきています。地震などが起きたら道路が寸断される恐れがあります。消防などの緊急車両も入っていけなくなると思います。大型車が通行できるように早急に整備すべきではないでしょうか。入河内線も同様です。

(議長)

それは森林所有者の責任でもあります。森林所有者は所有する森林の管理をしないとといけないと法律に書かれているわけですから。

(委員)

ただ、その道が市道なら、安芸市も管理者として対応しないといけないと思います。

(議長)

まあ、それを言い出したら、道路にも川にも木が倒れかかってくるきている場所もあるわけで、また検討を重ねるということでもよろしいでしょうか。

(委員)

なかなか林道も維持管理が難しい箇所もあろうかと思います。維持修繕、年に何回もは無理でしょうが、災害があれば災害復旧はしなくてはいけないところはあります。

(議長)

よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。

(オブザーバー)

先程の川下での住宅建築の補助のことですが、住宅は県産材の補助が30万円ぐらいありますが、非住宅についての補助はありません。去年も木造の宿泊施設をやらせてもらいました。その時、国のJASの補助金は使えたのですが、その他のサポートがないのでと思います。安芸市内の業者の方で木造であれば、安芸のそういう建物は木で建てられちゃうがやねと言って、市民の目にも触れるのですごくいいと思います。

市民の目に触れて、市民が森林からの恩恵をこの森林環境譲与税で感じることができる機会というのは大切だと思いますので、例えば、うちの子も保育に行っていますが、安芸市の保育所施設なども古いところもありますので、そういった施設の修繕を建築業者に出していただくなどができればいいと思います。

また、現在は、私のところでは高知県産材で施工をしていますが、安芸市産材でも建築したいと思っています。さらに、乾燥を行うボイラーなどの設備のある施設などがあれば、より使いやすくなるのではないのでしょうか。

(議長)

木材をストックしておく場所を確保するということが今後重要になってくると思います。発注があった時にすぐ対応できるようにしておく必要があると思います。

(議長)

よろしいですか。次の議題へ進みます

議題5、「その他」になりますが、全体を通して何かご意見はございませんか。

無いようでしたら、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明させていただきます。議題5の「その他」としまして2点あげさせていただきます。

1つは、先ほどご説明がありましたが、森林環境譲与税の関係で、令和4年の6月に林野庁と総務省の連名で「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」ということで、別添資料2の後ろの方にあります、こういう事務連絡がきております。

ポジティブリストと言われておまして、具体的に、森林環境譲与税を使って、こういうことができますよということを示したリストになっております。路網整備、林道・作業道の開設、維持修繕、公益的機能の発揮を目的とした公有林化など、今まで、森林環境譲与税の使い方としてどうなのかと言われてきたものが活用できるようになってきております。

これを受けて、2つ目ですが、「令和5年度以降の新たな取組み(例)」として議案書に載せさせていただきます。まだ、検討段階なので「例」と書かせてもらっています。決まりきったものではありませんが、林道の維持管理につきましては、委員が言われていたように、支障木の伐採にも森林環境譲与税を活用可能ではないかと考えているところです。

林道沿線の治山事業につきましては、林道や沿線の法面对策ということで、林道が崩壊すると、当然、その奥での施業ができなくなりますので、安全に通行していただくにあたっては環境整備も重要であると考えています。ある程度の条件はあると思いますが、令和5年度以降で取り組んでいけるのではないかと考えております。

また、作業道開設、維持修繕等への補助にも森林環境譲与税を活用していけるのではない

かと考えています。森林整備に取り組みつつ、今まで活用が難しいとされてきた事業にも取り組んでいく方向性を考えておる次第です。次回、2回目の協議会ではお示しできればと思っております。

(委員)

林道を何年も前にたくさん作って、その後の整備ができていない。皆にかかわってくるのだと思います。

(安芸市農林課長)

今まで示されていなかった森林環境譲与税の使い方が示され、しっかり使っていただけるようになりました。補助制度が始まった時、ワーキンググループなどで高知県と各市町村が使い方をずっと検討はしてきました。ただ、今回、そこで検討してきた取り組み可能事業よりも対象が広がりましたので、これからは対応しないといけないと考えています。まずは、森林整備に活用することが最重要です。それを進めながら、それ以外の有効活用、林業・木材産業の振興にも繋がる使い方を進めていきます。ですので、今日、すぐに対応しますということにはなかなかないですが、きちんと整理もして方向を示せるようにしたいと思っております。

(委員)

議案書5ページ目の「令和5年度以降の新たな取り組み(例)」の3つ目の作業道開設、維持修繕等への補助についてですが、私の会社のほうでも作業道等を整備して森林の整備をしています、それらにも補助がありますか。

(事務局)

作業道開設について、森の工場、緊急間伐総合支援事業の2つのメニューがあります。この2つ以外にも作業道開設の国、県の補助がありますが、あまり知られていないので使われていないということもあるかと思えます。そういった補助を使う際に、申請しようとする事業では要件が合わないなどの申請のハードルが高いといったことがあれば、市単独の補助制度を検討しないといけないと思っています。現状では、既存の補助制度への上乗せをすることが基本的な考え方になってはくると考えています。

今は、本市では県の森の工場と、国庫補助には該当しない個人の方に向けての緊急間伐総合支援事業の、概ね、この2つになるかと思えますので、それに対する上乗せを本市はしないといけないと思っています。また、それ以外にも作業道開設に関する補助が様々あることについて、もっと皆さんに知っていただかないといけないと思っています。

(議長)

森林環境譲与税は最初は本当に使いにくかったが、今はどんどん使える事業が広がっている。

(議長)

他にご意見や質問はございませんか。

(委員)

安芸市産材の定義について先ほど議論したわけですが、方向性としては「安芸市産材」では難易度が高いということが分かってきたかと思います。ビジョン作成の中でも、その安芸市産材の定義について、東部なのか安芸川、伊尾木川流域産なのかといったことを最初の段階で決めておく必要があると思います。そこから決めていかないと、下から色々決めるのではなく、大きなところをしっかりと議論して決めて、それから細かい部分に移っていくことが必要ではないでしょうか。例えば、森林環境譲与税の使い道についても、どのような事業に活用できるのかといったことについて、Q&A で示すなどして、この事業には大丈夫だよとか駄目だよとか、そういった議論をするのが大事だと思います。議論をしっかりしないとビジョン作成にも障害になるのではないのでしょうか。今年度のワーキンググループでも問題提起してもらえたらと思います。

(議長)

定義ではないですが、伐採届を安芸市に出したときに、それで安芸市産材ということになるかもしれない。

(委員)

しかし、木の流れが分からない。県外に出ていくものがたくさんある。

(委員)

製材にしても、そのロットというか数量ですよね、ストックする場所を新たに作るのか？という議論になると思います。既存の建物を活用するのであれば、連携できるところは連携しながら運用していったはどうでしょうか。

(議長)

検討することがたくさんあります。他にご意見はございませんか。

ないようであればこれで終了します。

長時間のご協力をありがとうございました。

これを持ちまして令和4年度第1回安芸市森林整備促進協議会を終了したいと思います。